

平成 23 年 11 月 15 日

金融法委員会¹

債権法改正に関する論点整理

一 債務引受と両立しない第三者との関係、将来債務引受等について

(一括支払システム、集中決済システム、パラレル・デット等を念頭に置きながら) —

<問題の所在>

債務引受については、債権譲渡と比較しても、これまで学説・判例上必ずしも十分な議論の積み重ねが行われてこなかったように見受けられるが、実務上は、いわゆる一括支払システム²や集中決済システム³といった債務引受概念を用いた決済取引が数多く見られ、今日の金融取引実務において債務引受は非常に重要な意義・役割を担っている。

今次の民法（債権法）改正に関する法制審議会の議論⁴においては、債務引受が可能であることを民法上も確認するとともに、その要件・効果を明らかにするために明文の規定を設ける方向でさらに検討してはどうか、という提案がなされるとともに、「債務引受と両立しない関係にある第三者との法律関係の明確化のための規定の要否」及び「将来債務引受に関する規定の要否」という問題が新たに提起されている。

これらの論点は、一括支払システムや集中決済システムといった、債務引受概念を用いた決済取引を構築する上で基本的な前提をなす重要な問題であり、また、ファクタリング取引やクレジットカード取引のように、(債権譲渡方式と並んで)債務引受概念に基づいて実施されている取引との関係でも重要な影響を及ぼし得る。これらの問題につき一定の合

¹ 金融法委員会は、国際化・自由化の進展や技術革新等を背景に金融取引の生成発展の速度が高まっている中、わが国における法的不確実性を少しでも除去することを目的として金融取引について実務経験を有する弁護士及び金融取引に関する法律を専門とする研究者が自発的に設立した委員会である。本稿は、主として、同委員会の弁護士委員有志によりドラフトされ、同委員会での議論・コメントを踏まえて作成された。なお、本稿は、各弁護士委員が属する組織を代表する意見ではない。また、民法（債権法）改正検討委員会の委員であった金融法委員会の委員及び法制審議会民法（債権関係）部会の委員又は幹事である金融法委員会の委員は、本稿の取りまとめには参加していない。

² 一括支払システムとは、支払企業（通常は大企業）が個々の納入企業（通常は中小企業）に対する買掛債務等を、手形の発行を避けつつ、個別に弁済する手間を省くことを目的とした取引を指す。その法的構成としては複数のパターンがあるが、ここでは債務引受方式、即ち、金融機関等が個々の支払債務について一括して併存的債務引受を行った上で納入企業に対して弁済（多くは期限前弁済）を行う仕組み（【別図 A】参照）を念頭に置く。かかる仕組みによって、支払企業は支払先を当該金融機関等に一本化できる一方で、納入企業は（希望すれば）手形割引と同様に期限前に資金化を行うことが可能になる。

³ 全国銀行内国為替制度等の資金決済システムや日本証券クリアリング機構等の証券決済システムのように、多数当事者間での債権債務の決済を容易にするために、セントラル・カウンター・パーティー（CCP）を置き、各清算参加者と CCP との間での相殺により集中的に決済を行う仕組み（【別図 B】参照）をいう。

⁴ 法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」（以下「中間的な論点整理」という）54 頁以下（「第 15 債務引受/1 総論（債務引受に関する規定の要否）/4 その他(1)将来債務引受に関する規定の要否/(3)債務引受と両立しない関係にある第三者との法律関係の明確化のための規定の要否」）参照。

理的な整理を行うことがこれらの取引の法的安定性及び健全な発展を確保する観点から喫緊の課題であると考えられるが、民法（債権法）改正検討委員会及び法制審議会においては、未だ必ずしも踏み込んだ議論が行われていないようである。そこで、本稿では、これらの問題について、民法（債権法）改正のあり方を検討する前提として、いかなる整理が可能かという点を検討した上で、問題提起を行うこととしたい。

また、上記とは別の問題として、無因の債務負担行為が有効に認められるか（及び、かかる議論の前提として、そもそも無因の債務負担行為の意義・内容をどのように捉えるべきか）という民法上の論点があり、今次の民法（債権法）改正を巡る議論においても同様の問題意識が随所に垣間見える⁵。この問題については、性質上原理的な議論を避けて通れない反面、実務上は必ずしも議論の実益が大きくなかったということなのか、これまで学説・判例上、必ずしも十分な議論・検討がなされてこなかったように見受けられる。他方で、昨今、既に実務上定着している集中決済システムや、（わが国への導入が検討されている）「パラレル・デット」と称される金融取引について、無因の債務負担行為に当たり得るとの理由によりその有効性に疑義を示す向きもあり、実務上もこの問題について整理を行う意味はあるように思われる。そこで、本稿においては、特に集中決済システム及びパラレル・デットを念頭に置きながら、ごく簡単な形ではあるが若干の問題提起と整理を試みることとしたい。

⁵ 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針Ⅲ』（商事法務、2009）91頁、120頁、中間的な論点整理128頁、法制審議会民法（債権関係）部会第13回会議議事録42頁〔岡本委員発言〕、同第16回会議議事録3頁〔岡本委員発言〕、5頁〔山野目幹事発言〕、8頁〔野村委員発言〕、同第18回会議議事録18、43頁〔松本委員発言〕。

I 債務引受と両立しない第三者との関係

民法（債権法）改正検討委員会及び法制審議会の議論において、債務引受と両立しない第三者との関係という問題が提起されている⁶。その一つの典型例としては、以下のように同一の債権・債務につき、債務引受と債権譲渡とが競合したケース（以下「事例I」という）を挙げることができる⁷（ここでは、さしあたり、一括支払システムの文脈で多く用いられる併存的債務引受⁸と、サイレント方式の債権譲渡（債権譲渡登記⁹により第三者対抗要件のみ具備し、当初の段階では債務者対抗要件は備えない債権譲渡を意味する。以下同様¹⁰）を前提として議論することとするが、必要に応じて、免責的債務引受¹¹との関係についても適宜言及することとする）。

⁶ この問題に関する先駆的研究として、池田真朗「債務引受と債権譲渡・差押の競合—一括決済方式における債権譲渡方式と併存的債務引受方式の比較を契機に」法研 77 卷 9 号（2004）1 頁、同「一括決済方式における債権譲渡方式と併存的債務引受方式の比較—債務引受と債権譲渡・差押えの競合（上）」銀法 647 号（2005）40 頁、同「一括決済方式における債権譲渡方式と併存的債務引受方式の比較—債務引受と債権譲渡・差押えの競合（下）」銀法 648 号（2005）14 頁、を挙げることができる。

⁷ 債権譲渡方式の一括支払システムにおいて、その対象となっている債権を譲渡人たる納入企業が誤って他の銀行やノンバンクからの融資に対する債権譲渡担保に提供する債権群に混入させてしまうおそれがあり、これが実務の現場では重大なリスクとして検討されている旨の指摘があるが（池田・前掲注 6）銀法 647 号 42 頁、池田真朗『債権譲渡法理の展開』（弘文堂、2001）173 頁、池田・前掲注 6）法研 8 頁）、債務引受方式の一括支払システムにおいて同様の事象が生じた場合に、どのような法的な帰結に至るのかという問題が別途存する。

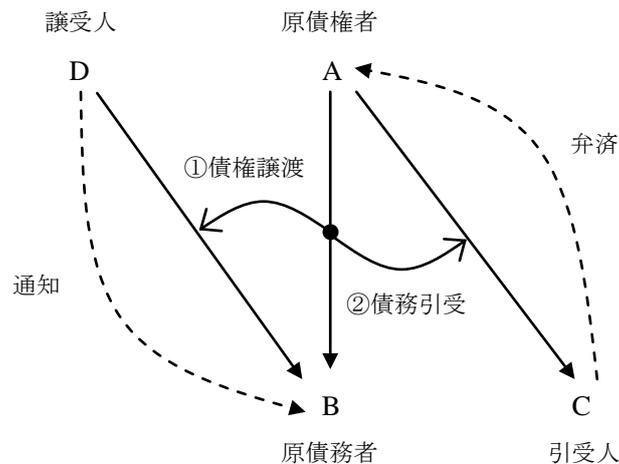
⁸ 併存的債務引受は、第三者のためにする契約として原債務者及び引受人間の合意により行うことが可能であり、債権者の受益の意思表示（債権者の弁済受領行為で足りる）により債権者の引受人に対する債権が発生するものと解するのが判例・通説である（大判大正 6・11・1 民録 23 輯 1715 頁、我妻栄『民法講義第 4 債権総論〔新訂版〕』（岩波書店、1964）574 頁、西村信雄編『注釈民法（11）債権（2）』（有斐閣、1965）467 頁〔椿寿夫〕）。なお、民法（債権法）改正検討委員会の基本方針（【3.2.16.02】）や法制審議会の議論においては、債権取得型の第三者のためにする契約について受益の意思表示を不要とする方向での提案がなされている（民法（債権法）改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針 V』（商事法務、2010）372 頁以下、中間的な論点整理 83 頁）。

⁹ 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下「特例法」という）第 4 条第 1 項参照。

¹⁰ なお、原債権につき、債権譲渡ではなく差押えが行われた場合には、どのように考えるべきかという問題もあるが、差押えについては、債権譲渡のように、効力発生（及び第三者対抗要件具備）時点と債務者対抗要件の具備時点とが乖離するということはないため、ここで掲げたような問題はそもそも生じない。よって、ここでは、債権譲渡に関する事例に的を絞って論じることとする。

¹¹ 集中決済システムは、免責的債務引受概念を基礎に組み立てられたものが多いが、この点に関連して、民法（債権法）改正検討委員会や法制審議会において、「一人計算」として新たな債務消滅原因を民法に規定するという提案について議論されている（中間的な論点整理 72 頁、民法（債権法）改正検討委員会・前掲注 5）128 頁以下（基本方針【3.1.3.39】）。現行法下における解釈論として、免責的債務引受と両立しない第三者との関係についてどのように整理することができるかという点は、今後の一人計算の議論を行う上でも、前提問題として検討しておく必要があるように思われる。

【図1】事例I



このようなケースにおいて、引受人Cによる原債権者Aを債権者として指定した債務引受の合意が有効に成立し、当該引受債務に関して行った弁済等の債務消滅行為が有効なのであれば（かかる弁済等を行ったCは、Bに対する求償権を取得するとともに、法定代位¹²により原債権を取得する）、背後で債権譲渡を受けていたDは譲渡対象債権を原債務者Bに対して行使し得なくなると考えられるため、CD間の優劣が問題になるように思われる。ここで留意すべきは、上記例における譲受人Dと引受人Cの関係は、いかなる意味において両立し得ないのか、そして、どのような論理により決着されるべきものか自体が必ずしも一義的に明らかではないという点である¹³。

この問題に関する分析・検討のアプローチとしては、(a)債務引受に係る合意の成否如何という角度から（即ち、事例Iにおいて、債務引受に係る合意が有効に成立し、これに基づく引受債務の履行等によって引受債務及び原債務が消滅するのか、そのための要件は何かを）検討するアプローチと、(b)より端的に、弁済者（第三者を含む）の保護の問題として捉える（即ち、如何なる場合であれば有効な弁済といえるかを検討する）アプローチが考えられる。以下、順に検討を行う。

1 債務引受に係る合意の成否

事例Iにおいては、原債権者Aは既に債権譲渡を行っており、客観的にはもはや債権者としての地位を失っている。そのような状況下で、Aは、債権譲渡後も引受人Cとの合意により、或いは、BC間で行われた債務引受の合意に対する受益の意思表示によって、引受債務を有効に成立させることができるものか。引受人Cの立場から言えば、（債権者はAで

¹² 判例は併存的債務引受人の負う債務を連帯債務としており（最三判昭和41・12・20民集20巻10号2139頁）、また、連帯債務者は民法500条にいう「弁済をするについて正当な利益を有する者」に含まれると解するのが判例・通説である（大判昭和11・6・2民集15巻1074頁、我妻・前掲注8）252頁）。

¹³ 法制審議会民法（債権関係）部会第22回会議事録19頁〔道垣内幹事発言〕。

あると措定した上で) 債務引受を有効に成立させ、引受債務を履行すること(その結果、原債権に係る権利について法定地位の効果を楽しむこと)ができるか。

(1) 引受人の法的地位についてどのように考えるか

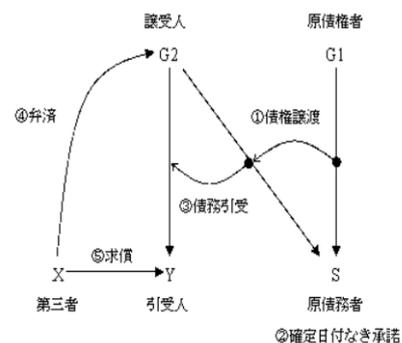
この問題に関する一つの考え方は、①引受人Cは原債務者Bに準ずる立場にある者と捉えられ、(債務者対抗要件具備までは)有効に引受債務を成立させることができる、というものである。具体的には、次のような内容となる。即ち、債務引受とは、引受時に原債務者が負っていたのと同一内容の債務を引受人が引き受けるものであり¹⁴、対象となる債務の履行に関する限り、抗弁も含めて債務者の従前の地位(取消権や解除権等の契約当事者としての権利は除く)がそのまま引受人に引き継がれる。その意味で、引受人Cは原債務者Bに準ずる立場にある者と捉える余地がある。一方、原債務者は、自己に対する債権がサイレント方式で譲渡されていたとしても、債務者対抗要件としての通知が原債務者に到達するまでは、原債権者に対して弁済することができる。以上を併せて考慮すると、引受人Cは、サイレント方式で行われた債権譲渡につき(原債務者Bとの関係で)債務者対抗要件が具備されるまでは、債務引受に係る合意を結ぶことができ、当該合意に基づき原債権者Aに対して弁済することができる、と考えるものである¹⁵¹⁶。

この考え方については、かかる引受により具体的にどのような法律関係が生じるのか、とりわけ、引受債務は誰との間で生じるのか(即ち、(i)原債権者Aとの間で生じるのか、それとも(ii)譲受人Dとの間で生じるのか)が明確でない、との指摘が当てはまる。即ち、(i)については、下記【図2】のような法律関係が生じることになるが、

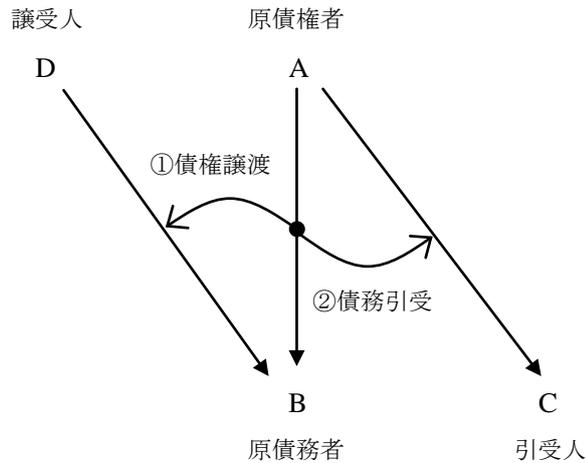
¹⁴ 我妻・前掲注8) 570頁、577頁、西村・前掲注8) 428頁、471頁〔椿〕。

¹⁵ 池田・前掲注6) 銀法647号44頁も、事例Iに関して、同様の結論による。

¹⁶ 事例Iとは異なるが、債権譲渡の後に譲受人との間で当該債務につき併存的債務引受を行った引受人は、債権譲渡の対抗要件との関係では、「第三者」ではなく「債務者」に該当するため、第三者対抗要件の欠缺を主張して債権譲渡を否定することはできないとした大審院判例(大判昭和8・6・20民集12巻15号1528頁)がある(本判決の事案については右図を参照)。本判決の判旨は傍論にすぎないとの評価も一部にはあるようであるが(四宮和夫「債務の引受」谷口知平=有泉亨編『総合判例研究叢書 民法(14)』(有斐閣、1960)63-64頁)、債権譲渡を主張する者との関係において、引受人(債権譲渡時点では引受人となろうとする者)の地位を債務者と同視する構成をとったものとして参考になるように思われる。ただ、かかる説明に対しては、対抗要件の欠缺を主張し得る第三者には当たらないという結論を導くためには、必ずしも「債務者」に該当するからという説明による必要はなかった(後述するように、債務者以外の第三者でも、対抗要件の欠缺を主張し得ない者は存し得る)との指摘もあり得よう。本判決については、我妻栄「判批」判民昭和8年度(1937)415-417頁も参照。



【図2】1(1)の法律関係



原債権自体が（客観的には）譲受人Dに帰属している状況下でこのような合意がなされたとしても、かかる引受債務と原債務とは連帯債務関係に立つと言えないのではないか（後述の通り、債務引受が先に行われ、原債権（のみ）の譲渡がその後に行われた場合にはこのような法律関係が生じ得るが、債権譲渡が先行する場合にこれと同様に解することはできないのではないか）、といった疑問が残る¹⁷。また、(ii)については、引受債務に係る権利が引受人C自身その存在を認識していない譲受人Dに帰属するという帰結をどのような理論に基づき説明できるのかが明らかでない¹⁸¹⁹。

次に、②引受人Cはむしろ対抗問題における第三者に該当し、譲受人Dが債権譲渡に係る第三者対抗要件を備えた後は、債権者はAであると措定した上で債務引受を有効に成立

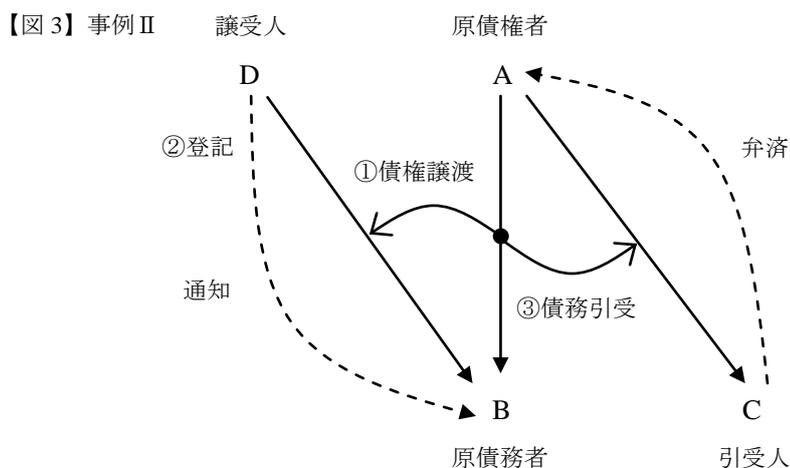
¹⁷ 上記(i)の場合、引受債務に係る権利は譲受人Dではなく、原債権者Aに帰属すると考えることになるため、譲受人Dとしては、当該権利を更に原債権者Aから譲り受け、引受人Cに対する債務者対抗要件を具備しない限り、引受人Cによる原債権者Aに対する弁済を阻止できないことになる。しかし、かかる結果は、(後述するように、弁済者の保護の問題として捉える場合には、原債務者Bに対する債権譲渡通知を行えば、その後に第三者が原債権者Aに弁済を有効に行ってしまう事態を避けることができるのと比較しても)先に債権譲渡を受けた譲受人Dにとって酷であるようにも思われる。

¹⁸ 民法上の表見法理（同法109条）は代理人としての顕名が前提となっており、事例Iのような場合には当てはめ難い。また、非顕名の代理行為に関する商法504条の適用については、例えば、原債権者Aが譲受人Dより譲受債権の管理等について一定の権限を付与されているケースはあり得るとしても、債務引受の合意を行い、又は、受益の意思表示を行うことについてまで授權されているケースはそもそも想像し難い（むしろ、多くの場合、譲受人Dとしても、引受人Cのような当事者が出現することを想定していないはずである）。

¹⁹ 上記(ii)の考え方による場合、引受人Cも（下記の通り、債権譲渡通知が行われるまでは）原債権者Aに対して弁済を行えば足りるのか、（そうだとすると）譲受人Dは、引受人Cの原債権者Aに対する弁済を防ぐためには、債権譲渡通知を原債務者Bに対してのみ行えば足りるのか、それとも、原債務者Bのみならず引受人Cに対しても行う必要があるか、という問題が残る。債務引受が有効に成立したと解する以上、両債務は連帯債務関係に立ち、譲受人Dが原債務者Bに対してのみ通知を行ったにとどまる場合には、引受人Cは原債権者Aに対してなお弁済することができるということになるはずである（相対効）。これに対しては、先に債権譲渡を受けた譲受人Dについて、自己の関知しないところで後から出現した引受人Cに対しても通知を行うことを要求するのは酷であるとの指摘もあり得るか。池田・前掲注6）銀法647号44頁は、原債務者Bに対して通知が行われた後は、引受人Cは原債権者Aに対して弁済を行うことができなくなるとする。但し、引受債務の帰属先につき(ii)のように解する趣旨かは明らかでない。

させることはできない、という考え方もある。引受人は引受時に原債務者が負っていたのと同じ内容の債務を引き受けるものではあるが、引受債務は原債務そのものとは異なる独立した債務であり、また、引受人は原債務者の地位を引き継ぐものだとしても、引受人となろうとする者（C）は、債務引受契約を締結しようとする時点では未だ引受人になっていないのであるから、その時点では債権譲渡の対抗要件との関係で当然に「債務者以外の第三者」に該当する、と考えるものである。

実際、次のような事例（以下「事例Ⅱ」という）を想定しながら、②の考え方を示す見解がある。



この場合、引受人が債務引受を行って利害関係者として登場する前に、既に債権譲渡につき第三者対抗要件（特例法上の債権譲渡登記）が具備されているため、譲受人は第三者対抗要件に基づき債権譲渡の事実を「第三者」としての引受人にも対抗することができることと解することによって、引受人は、当該債権譲渡と両立しない形で債務引受（ないしは債務引受に基づく弁済）を行うことができないとされる²⁰。

確かに、弁済の結果、代位により原債権の移転を受けうる点を強調すれば、譲受人と引受人は当該債権の帰趨につき両立し得ない関係に立つとも言えそうである。ただ、本来「対抗関係」とは、典型的には、同一の権利につき両立しえない形で争い合う関係にある場合をいうと解するとすれば、権利の移転ではなく債務の承継ないし負担である「債務引受」と債権譲渡とが（通常の意味における）「対抗関係」に立つという整理には必ずしも至らないようにも思われる^{21,22}。

²⁰ 池田・前掲注6) 銀法 647号 47～48頁、池田・前掲注6) 銀法 648号 15～17頁、池田・前掲注6) 法研 19～20頁、27～30頁、稲葉譲「債権譲渡と債務引受の交錯」NBL943号(2010)57～58頁。

²¹ 但し、厳密な意味で同一の権利について両立しえない形で争う場合でなくとも、一方当事者による他方当事者に対する権利主張の要件として「対抗要件」の具備が必要とされる場合はある。例えば、不動産の新所有者が賃貸借契約上の賃貸人たる地位を賃借人に対して主張するためには、不動産の所有権移転登記の経由が必要とされる（大判昭和8・5・9民集12巻1123頁、最三判昭和49・3・19民集28巻2号325頁等参照）。しかし、本文で紹介した見解は、譲受人と引受人はむしろ本来的な意味での「対抗関係」にあると捉えているようである。

²² なお、立法論としては、債務引受につき対抗要件類似の規定を置く必要があるとする見解も一部に見ら

また、かかる見解の根底には、譲受人は債権譲渡登記により第三者対抗要件まで具備した時点で確定的に権利を保護されて然るべきであるが、後から現れた引受人は前提として債権譲渡登記を確認しておくべきであり保護に値しない、という見方もあるようである²³。しかし、譲受人は、債権譲渡登記により第三者対抗要件を具備したとはいえ、この段階では未だ債務者対抗要件を備えていないものであり、その状態で原債務者が原債権者に弁済してしまった場合には有効な弁済として扱われ、原債務者に対して請求することができなくなるという、ある意味で不安定な立場にある。そして、これ自体は、サイレント方式で行われる債権譲渡に内在する限界であると言える。また、この理は、引受人による弁済との関係でも、一定の範囲では同様に妥当するようと思われる（この点については後で詳しく述べる）。

なお、事例Ⅱにおいて、引受人又は引受人となろうとする者は対抗問題における「第三者」に当たると解する見解は、他方で、事例Ⅰでは、債務者対抗要件と弁済との先後で譲受人と引受人間の優劣を決するという考え方に拠っているようである²⁴。しかし、事例Ⅱにおいて第三者対抗要件の問題として捉えるのであれば、例えば事例Ⅰにおいても、債権譲渡通知がなされただけでは、「第三者」たるCによる債務引受は未だに妨げられないと解する余地が出てくるのではないかと、という疑問もある（また、当該見解においては、そもそも、事例Ⅱについては「引受」と債権譲渡の競合の問題として捉えられる一方、事例Ⅰについては（第三者）弁済の有効性の問題（後述参照）として議論されているような印象もある）。

むしろ、引受人Cの法的地位については、③（上記②において述べたように）原債務者Bに準ずる者として捉えることは困難である一方、（上記②において述べたのとは異なり）Cは対抗問題における第三者にも当たらず、むしろ「対抗要件の欠缺を主張し得る第三者」以外の第三者として捉えるべきように考えられる（以下、かかる意味における第三者を便宜上「第三カテゴリー」又は「第三カテゴリーに属する第三者」と称する）²⁵。即ち、引受人による弁済が有効に行われ、原債務に係る権利への代位が問題となる場面では譲受人と競合する部分が出てくるようにも見えるが、引受自体によって当然にそのような関係に立つ訳ではない。その意味で、引受人又は引受人になろうとする者は対抗要件の欠缺を主張し得る第三者には当たらないように解される。

これによれば、債権譲渡後は、およそ譲受人Dによる第三者対抗要件の具備の如何を問わず、引受の合意はそもそも有効に成立しないか、或いは、仮にAを債権者として措定した「引受」債務負担の合意が成立したとしても、それはDを債権者とする原債務とは連帯債務関係に立たない、別個の独立した債務に過ぎない（その後、Aとの関係で当該「引受」

れる。池田・前掲注6）銀法648号19頁、池田・前掲注6）法研34～35頁。

²³ 稲葉・前掲注20）57頁は、この点を指摘する。

²⁴ 池田・前掲注6）銀法647号44頁、稲葉・前掲注20）57頁参照。

²⁵ かかる「第三カテゴリー」に該当する第三者として、譲受人が譲り受けた債務をもって債務者に対する自分の債務を相殺した場合の受働債権の譲受人やそれを差し押えた債権者、譲渡された債権の債務者に対する他の債権者等が挙げられている（我妻・前掲注8）546頁）。

債務を消滅させたとしても、それは原債務の消滅に当然に結び付く訳ではない)、という帰結になる(但し、後述するように、第三者による弁済としては有効とされる余地があることは別論である)。

(2) 債権譲渡後(債務者対抗要件具備前の段階で)の原債権者の法的地位

以上の問題は、債権譲渡後の原債権者の法的地位(当該債権について原債務者との関係で当該債権について何を行い得るのか)という視点からも考察することができる。原債権者が譲受人との関係でどのような権利義務を有するかは、両者間の合意内容に従うべきところと解されるが²⁶、ここでは、対外的に(即ち、原債務者や引受人となろうとする者との関係で)何をなし得るのかを考える。

まず、原債権者は、債務者対抗要件具備前の段階で、原債務者から弁済を受領し、債務を消滅させることができるのは確かである(第三者による弁済の受領については、後で述べる)。

債務の免除はどうか。単なる弁済受領と異なり、免除においては、債権者の側のより積極的・能動的な行為を要する²⁷。譲受人が別途授権しない限りは、債務者と免除の合意をなしたとしても、当該合意は無効とされようか。なお、一般に、免除は、債権譲渡後、債務者対抗要件具備前までに生じた抗弁として譲受人に対して主張し得る事由(民法第468条第2項、特例法第4条第3項)の例に含まれるものとして説明されるが²⁸、これが(譲受人が特に承知していない場合も含めて)原債権者が債務者との関係で特段の制約なく有効に免除を行い得るということまで踏み込んで認める趣旨であるのかは、必ずしも明確でない。

更に、第三者と債務引受の合意を締結し、又は、債務者が第三者との間で結んだ債務引受の合意に関して受益の意思表示を行うことはどうか。原債務に係る権利自体を直接処分等するものではないが、(原債務と連帯債務関係に立つ債務(引受債務)を創り出すという点で)原債務の属性に影響を及ぼすような行為であることは確かである。また、原債務者以外の者(引受人となろうとする者)を意思表示の相手とする点で、原債務者を相手とする免除と異なり、譲受人に対して主張し得る抗弁事由(債務者対抗要件具備前までに生じた抗弁事由)に関する解釈を通じて、原債権者による当該行為の有効性を導く余地も乏しいように思われる²⁹。

この通り、原債権者が債権譲渡後、債務者対抗要件具備前の段階において、原債権につ

²⁶ 実務上、例えば、債権譲渡後も両者間で譲渡債権の取立回収事務に関する契約を結ぶことにより、一定の権限を原債権者に委ねることはしばしば行われる。

²⁷ 免除は、債権の処分行為であり、債務者の意思にかかわらず、債権者の債務者に対する一方的意思表示によりなされる単独行為である(磯村哲編『注釈民法(12)債権(3)』(有斐閣、1970)502頁〔石田喜久夫〕)。

²⁸ 西村・前掲注8)395頁〔明石三郎〕、林良平編『注解判例民法2債権法I』(青林書院、1987)240頁〔孕石孟則〕。

²⁹ 上記(1)②③(引受人となろうとする者を原債務者と同視することはできないという考え方)と共通する見方である。

いて対外的に（即ち、原債務者及び引受人となろうとする者との関係で）なし得ることには限界があり、とりわけ引受人となろうとする者との関係で制限される可能性を否定できないようにも思われる。

(3) 補論① — 引受の合意の当事者構成による影響の有無

なお、上記の問題を考える際に、引受の合意に係る当事者の構成如何によって何らかの差違が生じるか。例えば、債権者と引受人の合意による場合は、上記(1)②又は③による分析・検討に、また、原債務者と引受人の合意による場合は、債務者の視点で説明するアプローチ（上記(1)①の考え方）に多少なじみ易いように見えなくもない。しかし、そのような対応関係は絶対的なものとは言えないだろう。上記(1)で述べた問題意識との関係では、引受の合意の当事者構成の如何によって、引受人の法的な位置付けに差違が生じる訳ではないように思われる。

また、いずれにせよ、免責的債務引受の場合は原債務の免除との関係で債権者の同意が、また、併存的債務引受の場合でも債権者の受益の意思表示が必要であり、債権者の関与なしに所期の効果を発生させることはできない。そうすると、引受の合意の当事者構成の如何にかかわらず、上記(2)で述べた債権譲渡後の原債権者の法的な地位のあり様（そのような意思表示を行える立場にあるのか）を問題とせざるを得ない。

要するに、上記(1)(2)で述べた観点からの検討は、引受の合意に係る当事者の構成如何にかかわらず必要になるものと解される。

(4) 補論② — 債務引受の類型及びその法的構造に関する説明の仕方による異同

従前は、学説上、免責的債務引受と併存的債務引受とは峻別して理解されてきた。前者は、債権譲渡と同様、特定承継・処分行為として捉えられ、債務者及び引受人の間の契約による場合の債権者の承諾は、無権利者の処分や無権代理行為に対する追認と同様の性質によるものと整理されてきた。他方で、併存的債務引受については、特定承継ではなく、引受人が新たに債務を負担する設定的行為で、債務者及び引受人の間の契約による場合は、第三者のためにする契約と説明される。

これに対し、最近の議論では、免責的債務引受と併存的債務引受を近接性・連続性を持った制度として位置付ける見解が有力になってきており、債務引受契約は併存的債務引受を出発点とし、債権者の同意（免責の意思表示）があった時点で免責的債務引受になると整理される³⁰。

それでは、債務引受の類型（併存的債務引受か免責的債務引受か）、或いは、債務引受の

³⁰ 民法（債権法）改正検討委員会の基本方針【3.1.4.10】以下、遠藤研一郎「免責的債務引受に関する一考察（1）」雑報 108 卷 1 号(2001)89 頁、同「免責的債務引受に関する一考察（2・完）」雑報 108 卷 2 号(2001)99 頁等。

各類型の構造に関する説明の仕方の違いによって、ここで論じる問題の捉え方に有意な差違は生じ得るものだろうか。

この点、併存的債務引受か免責的債務引受かにかかわらず、こと引受人が有効に引受債務を負担することができるかという問題に関しては、上記(1)及び(2)で述べた内容が同じように当てはまるものと解される。

ここで、免責的債務引受を債権者による特定承継・処分行為として捉える従来の学説によると、上記(1)②又は③による分析・検討に親和的であるようにも見えるが、原債務者及び引受人の立場から見ると、むしろ上記(1)①の考え方（引受人が原債務者の地位を引き継ぐことを強調し、前者を後者に準えようとする考え方）になじむ面もないとは言えず、結局、有意な差違は生じないように思われる。また、免責的債務引受を併存的債務引受の延長線上で捉える最近の学説によれば、上記(1)の問題に関する説明の仕方は併存的債務引受の場合と殆ど変わらないことになろう。なお、上記(2)の議論との関係では、いずれにせよ、原債権者はそのような処分行為（従来の学説）又は免責の意思表示（最近の学説）を債権譲渡後においてもなし得るのかという点が同じように問題になり得る。

(5) 小括

以上の通り、債権譲渡後も（少なくとも原債務者 B との関係での債務者対抗要件が具備されるまでは）、原債権者 A は、引受人 C との合意により、或いは、BC 間で行われた債務引受の合意に対する受益の意思表示によって、引受債務を有効に成立させることができるか（引受人 C の立場から言えば、（債権者は A であると措定した上で）債務引受を有効に成立させ、引受債務を履行すること（その結果、原債権に係る権利について法定代位の効果を享受すること）ができるか）という問題において、引受人（又は引受人となろうとする者）を原債務者に準ずる者として捉えることは難しい一方、対抗問題における第三者にも当たらず、結局、第三カテゴリーに属する第三者として説明するより他ないように思われる。また、債権譲渡後の原債権者の法的地位という観点から見た場合でも、原債務者との間の事柄であればともかく、原債務者とは異なる新たな当事者（引受人となろうとする者）との間で、引受債務の成立という、原債務の属性に影響を及ぼすような意思表示を行う権能が残されていると解することも困難であるように思われる。

以上によれば、債権譲渡後は、およそ譲受人 D による第三者対抗要件の具備の如何を問わず、引受の合意はそもそも有効に成立しないか、或いは、仮に A を債権者として措定した「引受」債務負担の合意が成立したとしても、それは D を債権者とする原債務とは連帯債務関係に立たない、別個の独立した債務に過ぎない（その後、A との関係で当該「引受」債務を消滅させたとしても、それは原債務の消滅に当然に結び付く訳ではない）、という帰結になるように解される。

2 弁済者の保護という観点（第三者による弁済として有効か）

このように見てくると、この問題については、債務引受の成否という観点からではなく、むしろ端的に弁済者の保護（第三者による弁済の有効性）の問題として捉えるべきものと解される。民法（債権法）改正検討委員会の議論においても、弁済者の保護を問題にする限り第三者対抗要件の問題ではなく債務者対抗要件（債務者に対する権利行使要件）の問題ではないのか、また、債務引受にとどまらず広く弁済を行う第三者と債権譲渡との競合の問題である、といった指摘がなされている³¹。「債務引受と両立しない第三者との関係」について論じる文献も、事例Iとの関係では、原債務者Bとの関係での債務者対抗要件具備と引受人Cによる（原債権者Aに対する）弁済の先後によって結論を画するものが多く³²、引受債務の成否というよりも、実際には第三者による弁済の成否の問題として論じているように見受けられる。

弁済者保護の問題として捉えた場合、具体的にどのような議論を行うこととなるか。債務者対抗要件具備前の段階で原債務者Bにより行われた原債権者Aに対する弁済が有効であることは論を待たない。では、原債務者以外の当事者であるCにより原債権者Aに対して行われた弁済は、どのような場合であれば有効な弁済として扱われ得るか。

(1) 原則

上述の通り、Cは第三カテゴリーに属する第三者に過ぎず、原債務者Bに準ずる者として捉えることは困難である。また、債権譲渡後（債務者対抗要件具備前の段階で）の原債権者の法的地位という観点から見た場合でも、（引受債務を有効に負担しているとは言えない）単なる第三者であるCが原債務者と同じように（債務者対抗要件具備前の段階で）原債権者に対して弁済を行うことができるとは解し難い。むしろ、かかるCが行う原債権者Aに対する弁済は、（債務者対抗要件具備の前後を問わず）単なる非債弁済ということになるように思われる³³。

(2) 例外 — 原債務者Bによる弁済と同視できる場合

³¹ 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注5）321頁。

³² 池田・前掲注6）銀法647号44頁、稲葉・前掲注20）57頁参照。

³³ この場合、かかるCによるBに対する弁済は、債権の準占有者に対する弁済（民法478条）として有効になる余地はあるか。しかし、民法478条は債権者らしい外観を呈する者に善意で弁済した者を保護する規定であり、この規定が表見代理制度以上に弁済者の保護を図っているのだとすると、その根拠は弁済者が弁済義務を負っているという点に求めるほかはない（磯村・前掲注27）80頁〔沢井裕〕。したがって、民法478条はあくまでも債務者による弁済に関するものであって、本来の債務者でない者が行う弁済について適用があるとは解されない。

他方、Cの行為を原債務者Bによる弁済と同視できるような場合には、例外的に、これと同じ範囲で有効な弁済として扱う余地もあるものと解される（裏返して言えば、原債権者は、（原債務者と同視できるような第三者によるものを除き）第三者から弁済を受領し、債務を消滅させることはできないということになる）。

具体的には、Cが原債務者Bの依頼により当該弁済を行う場合（BC間の履行引受の合意に基づきCによる弁済が行われる場合）は、Cによる弁済をもって原債務者B自身による弁済と同視することが可能と解される。よって、原債務者Bとの関係で債務者対抗要件が具備されるまでは、Cは、原債務者Bと同様に、原債権者Aに対して弁済することができる（これをもって有効な弁済として扱うことができる）ように思われる。

なお、上記1においても、引受人Cをもって原債務者Bに準ずる存在として捉えることができないかといった観点からの議論を行ったが、結局のところ、そのように解することは難しいのではないかと、この結論に至ったものである。しかし、そこでは、原債権者による債権譲渡の後も、原債務とは別個独立の債務としての（併存的）引受債務を成立させることができるかという議論との関係で、引受人の法的立場をどのように捉えるべきか、という点が問題となっていたものである。これに対して、ここでは、原債務者以外の者による弁済ではあるが、当該第三者と原債務者との関係に鑑みて、まさに原債務者による弁済と同じであると評価できる場合について論じているものである。

(3) 弁済者保護の観点（のみ）から論じる場合に残る問題

弁済者保護（第三者弁済の有効性）の観点から、上記(1)(2)で述べたような検討方法によった場合、債務引受概念を用いて行われている実務上の各種取引との関係で何がしかの不都合を生じることはあるか。

例えば、一括支払システムにおいては、対象債権（債務）についてはほぼ確実に引受人（金融機関等）による弁済が行われ、かつ、当該弁済は原債務者（支払企業）の委託に基づくものであるため、上記(1)(2)で述べた検討の仕方によったとしても、基本的に問題は生じないはずである。

しかし、集中決済システムのように、対象債権（債務）の消滅が弁済によってではなく、反対債権との相殺によってもたらされる部分を多く含む取引の場合は、当該相殺を有効に行うための前提として引受人（CCP）による引受債務の負担が有効に成立していることが重要な意味を持つ。即ち、第三者弁済として有効だと言えさえすれば、同システム上の決済の有効性が担保されるような構造にはなっていない。

また、第三者弁済として有効であると言えたとしても、法定代位の効果を享受できない可能性が残る。即ち、債務引受の合意が成立せず、単に原債務者との間で履行引受の合意が存するというだけでは、弁済について正当な利益を有する第三者には当たらないのでは

ないか、という問題がある³⁴。割賦取引のように対象債権（債務）に係る担保権（所有権留保等）への代位が企図されている場合、やはり有効に成立した引受債務の弁済と言えることが重要となり得る。ファクタリングで対象債権に保証や担保が付されている場合も同様である。

以上の通り、弁済の有効性の問題として整理するアプローチによった場合、債務引受概念を用いて実務上行われている幾つかの取引との関係で、必ずしも十分にすくい上げ切れない部分が残ることに留意が必要である。

3 まとめ

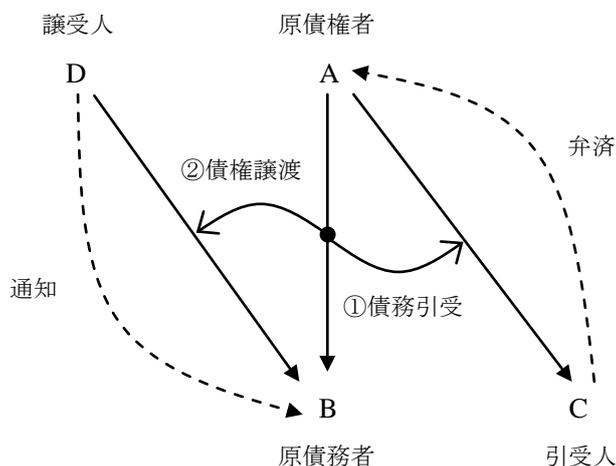
以上の通り、債務引受と両立しない第三者との関係については、そもそもどのような視点に基づき検討すべきかも含めて、議論は定まっていないように見受けられる。実務上、債務引受概念を基礎として構築・実施されている金融・決済取引が少なくないことに鑑みれば、この問題を解明し、明確な判断基準を定立することは、実務の安定化及び促進に大きく資するものと言えよう。今後の民法（債権法）改正をめぐる議論において、この問題に関する検討が深められ、一定の法律上のルールないし解釈上の指針が示されることが期待される。

³⁴ 「弁済について正当な利益を有する第三者」には、保証人、物上保証人、担保目的物の第三取得者、連帯債務者等のように弁済を行わなければ債権者から執行を受ける地位にある者や、同一の債務者に対する後順位担保権者等の弁済を行わなければ債務者に対する自分の権利が価値を失う者が含まれる（我妻・前掲注8）251～252頁）。一方、履行引受者がかかる正当な利益を有する第三者として例示されている事例は見受けられない。履行引受者は、対外的に債権者から執行を受ける地位になく、また弁済を行わなければ債務者に対する自分の権利が価値を失うともいえないため、当然に「弁済について正当な利益を有する第三者」に含まれると判断することはできないと考えられる。

4 補論—債務引受が債権譲渡に先行する場合

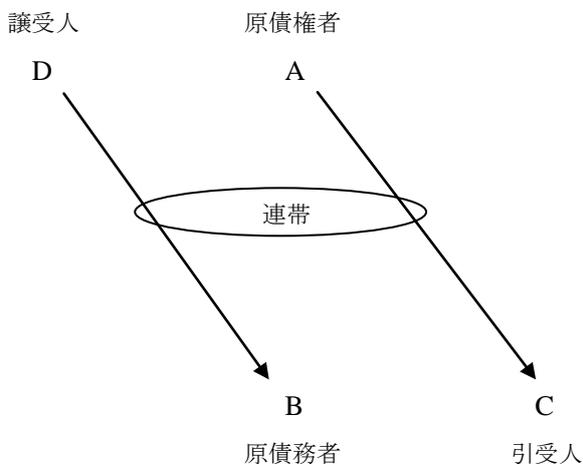
なお、事例Ⅰ及びⅡと異なり、次のようなケース（以下「事例Ⅲ」という）では、更に別途の議論が当てはまるように解される。

【図4】事例Ⅲ



判例は、併存的債務引受人が負う債務を連帯債務としていることから³⁵、債務引受が債権譲渡に先行している場合には、債権譲渡が行われる前に既に原債権者に対して原債務者と引受人とが同一内容の連帯債務を負担する関係が現出することになる。そして、連帯債務の一方のみを譲渡した場合には、異なる債権者の下で連帯債務関係が維持されるとするのが判例・通説であるから³⁶、原債権者Aが原債務者Bに対する債権のみをDに譲渡した場合には、下記【図5】のように、譲受人Dの原債務者Bに対する債権と原債権者Aの引受人Cに対する債権とが連帯債務の関係に立つことになる。

【図5】連帯債務（にかかると債権）の一方のみが譲渡された場合の法律関係



³⁵ 前掲注12) 参照。

³⁶ 大判昭和11・4・15民集15巻10号781頁、我妻・前掲注8) 426～429頁。

このような状況下において、譲受人Dが債権譲渡につき債務者対抗要件を具備したとしても、そこで問題となる債務者対抗要件はあくまで原債権者Aが原債務者Bに対して有していた債権のDに対する譲渡に関するものであって、譲渡されないまま残っていた原債権者Aの引受人Cに対する債権には何の関係も有しないはずである。即ち、譲受人Dは連帯債務の一方であるBに対する債権のみを譲り受けたのであるから、かかる債権譲渡につき引受人Cに対して通知を行う必要はなく、また、たとえ引受人Cに対して通知を行ったとしても、なお、引受人Cは原債権者Aに対して債務を弁済することができるはずである。このように、引受人Cが原債権者Aに対して債務を弁済することは何ら妨げられる理由はなく、また、引受人Cが原債権者Aに対して弁済を行った場合には、連帯債務関係にあるDのBに対する債権も弁済の絶対効により当然に消滅し、原債務者Bは譲受人Dに対して債務の消滅を抗弁として主張することができるものと考えられる³⁷。

要するに、併存的債務引受が債権譲渡に先行している事案においては、原債務者及び引受人間で連帯債務関係が作出された上で、一方の債権についてのみ債権譲渡が行われることになるため、かかる債権譲渡につき債務者対抗要件が具備されたかどうかと関係なく、引受人は譲渡されずに残った自己の債務を弁済することができ、債権の譲受人はかかる弁済の効力を否定することができないものと考えられる³⁸。実質的にも、譲受人Dについては、自己が譲り受けようとする債権が連帯債務であるかどうかという点は、譲渡の前に譲渡人Aとの間で最低限確認しておくべき事項であるとも言えることから、自己が譲り受けた債権が実は連帯債務であったことが後に発覚したとしても、引受人Cとの関係では負け、後は譲渡人Aに対して補償等を求めればよいと整理することもあながち不合理ではないように思われる³⁹。また、このような帰結は、併存的債務引受の場合に限らず連帯債務の一方のみを譲り受けた場合に常に生じるものである⁴⁰。

※原債権者が原債務者に対する債権と引受人に対する債権の両方を譲渡した場合について

以上では、原債権者Aが原債務者Bに対する債権（債権①）のみをDに譲渡したケースを前提にして

³⁷ 稲葉・前掲注20) 59頁も同旨。

³⁸ 但し、池田・前掲注6) 銀法647号45頁は、譲受人DはAのBに対する債権のみを譲り受けたのであり、かつ、Bに対しては特例法上の通知がなされているのであるから、Cは有効な弁済ができない可能性があるとする。

³⁹ 稲葉・前掲注20) 60頁は、この点を問題視して、一定の要件を満たすものに保証の規定を準用することとすれば、随伴性により債権譲渡に伴って引受人の債務も譲受人に移転し、かつ、債権譲渡について債務者に対して通知があれば債権の譲受人は保証人にも債権譲渡を対抗することができることから、債務引受が債権譲渡に先行する場合についても債務者対抗要件による統一的な処理が可能になるという提案を行っている。しかし、一括支払システムのように保証とは区別されるべき（保証の規定を全面的に適用すると主債務者（原債務者）に生じた事由が広く保証人（引受人）にも及んでしまうなど、かえって不都合が生じる）取引について、債権譲渡との関係で統一的な処理を行う目的のみから保証の規定を準用するわけにはいかないはずであり、本論点を解決する方策として保証という性質決定を持ち出すことは必ずしも根本的な問題の解決にはならないように思われる。なお、一括支払システムにおける併存的債務引受と保証との区別については、民法（債権法）改正検討委員会・前掲注5) 321頁も参照。

⁴⁰ なお、債務引受が差押えに先行している場合には、一般に連帯債務の一方を分離して差し押さえることも可能であると解されていることから（最二判平成3・5・10裁判集民163号37頁、我妻・前掲注8) 428頁）、債務引受の後に債務引受の対象となった原債権が差し押さえられたとしても、引受人は、なお原債権者に対して弁済を行うことができるものと考えられる。

議論したが、仮に原債権者 A が引受人 C に対する債権(債権②)をも併せて D に譲渡していたとすると、どうなるか。この場合には、D は、債権①については B に対して、債権②については C に対して、それぞれ別々に特例法上の通知を行うことによって両方の債権譲渡につき債務者対抗要件を具備する必要があることになり、引受人 C は債権②の譲渡について通知を受けるまでは原債権者 A に対して弁済を行うことができるものと考えられる。

なお、免責的債務引受が債権譲渡に先行して行われた場合には、免責的債務引受が行われた時点で⁴¹原債権者Aの原債務者Bに対する債権は実体的に消滅(移転)することになるから⁴²、そもそも免責的債務引受の後にAがBに対する債権をDに譲渡することはできないものと考えられる⁴³。

⁴¹ 但し、現行民法下においては、原債務者と引受人間で免責的債務引受の合意があった場合には、債権者の承諾があったときに遡って免責的債務引受の効果が発生すると解するのが通説であることから(民法(債権法)改正検討委員会の基本方針【3.1.4.12】の提案する構成では、かかる遡及効を認めないこととされているが)、「原債務者・引受人間の免責的債務引受の合意→債権譲渡(あくまで契約解釈上 A の B に対する債権のみを譲渡の対象とするもの)→免責的債務引受に係る債権者の承諾」という時系列をたどった場合に、債権譲渡の効力が遡って覆されることになる可能性があるように思われる。もっとも、免責的債務引受に関する債権者の承諾の法的性質については、これを無権代理の追認(民法第 116 条)として捉える見解が有力に主張されていることから(西村・前掲注 8) 455 頁 [椿])、かかる見解を前提にすれば、民法第 116 条但書(の類推適用)により、第三者である譲受人の権利は保護される可能性もあるように思われる。

⁴² 民法(債権法)改正検討委員会の基本方針【3.1.4.12】参照。

⁴³ 債権の第一譲受人が弁済した後に行われた債権の二重譲渡は無効とするのが判例であり(大判昭和 7・12・6 民集 11 卷 23 号 2414 頁)、免責的債務引受(これ自体は現実の弁済ではないが)により既に消滅した債権を譲渡する場合にも同様の処理になるものと考えられる。

II 将来債務引受

1 将来債務引受の有効性

結論として、現行民法下においても、将来債務の引受が可能であることについて異論はないものと思われる。

従前から将来債務の引受を認める見解が少なからず存在しており⁴⁴、また、事例判決ではあるが将来債務引受の有効性を認めた大審院判例も存する⁴⁵。今次の民法（債権法）改正に関する議論においても、将来債務の引受を否定的に捉える見解は見られないようである⁴⁶。

また、将来債権譲渡や将来債務の保証との対比で考えたときにも、殊更に将来債務引受ができないと考えるべき理由は特段見当たらないように思われる。

2 将来債務引受の要件

これまでほとんど議論されていないようであるが、将来債務引受が債権・債務の帰属に関わるものである以上、最低限の要件として、引受の対象となる債務を他の債務と識別可能な程度に特定することは必要となるものと考えられる。

また、将来債権譲渡や将来債務の保証との対比で考えても、将来債務が発生する可能性の多寡が将来債務引受の有効性に直接影響するものではないだろう⁴⁷。

3 将来債務引受の効果

(1) 問題の所在

Iで既に検討したとおり、債務引受と両立しない第三者との関係については、債務引受がどのタイミングで行われたかによって結論が異なってくる場合がある。即ち、併存的債務引受が行われた後に債権譲渡・差押えがあった場合には、I4で確認したとおり、連帯債務の一方のみが譲渡・差押えの対象となるし、免責的債務引受が行われた後は原債権の譲渡・差押え自体ができなくなる（これに対し、債権譲渡後に行われた債務引受の効力については議論の余地が大きいことは、I1で述べた通りである）。

⁴⁴ 西村・前掲注8) 449頁〔椿〕、池田・前掲注6) 銀法648号17頁、池田・前掲注6) 法研31頁。

⁴⁵ 大判昭和10・3・23法学4巻1441頁（将来発生しうる連帯保証人の主債務者に対する求償権（に係る求償債務）につき債務引受が行われた事案において、債権者が連帯保証人に対して保証債務履行請求を行う前のタイミングで締結された債務引受契約を有効と判示したもの）。

⁴⁶ 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注5) 319頁、井上聡「金融取引から見た債権譲渡法制のあり方」金法1874号（2009）85頁、井上聡「将来債権譲渡法制のあり方」事業再生と債権管理129号（2010）124頁、稲葉・前掲注20) 61頁、堂園昇平「債務引受をめぐる現状の課題と今後の展望」金法1832号（2008）15頁等参照。

⁴⁷ 最三判平成11・1・29民集53巻1号151頁参照。

この点、各種決済システム・取引において行われる債務引受が将来債務を包括的に引き受ける形で行われるならば⁴⁸、当事者が将来債務引受を合意した場合に、債務引受の効果が具体的にどのように生じると考えるかによって、将来債務引受の合意がなされた後、対象となる債務が実際に発生するまでの間に、当該将来債務に係る債権（将来債権）について譲渡の合意が別途なされ、或いは、差押えが行われるに至った場合における帰結が異なってくる可能性もあることになる⁴⁹。

以下では、さしあたり、こうした将来債務を包括的に引き受けるシステム・取引を念頭に置きながら、この問題の整理を試みることにする。

(2) 将来（免責的）債務引受の合意と将来債権譲渡（又は差押え）との関係

決済の安定性の観点からは、将来債務引受（将来債務免除）の合意に基づく債務引受（及び免除）の効果は、対象となる債務が実際に発生した時点で当初の合意に基づき当然に生じ、また、当該将来債務引受の合意の後、対象となる債務が実際に発生するまでの間に当該将来債務に係る債権（将来債権）について譲渡又は差押えが行われた場合であっても、その帰結に変わりはない、と言えることが望ましい。

この点、将来債権譲渡については、譲渡当事者間において特段の付款のない限り、譲渡の目的となった債権は、債権譲渡契約の締結時点で、確定的に譲受人に譲渡されており、直ちに對抗要件を具備することもできるものと一般に解されている⁵⁰。他方、将来債務引受は、基本的には原債務者が主体となって行うものであり、債権者による債権ないし将来債

⁴⁸ 現状、実務において行われている各種決済システム・取引においては、当初に関係当事者間で債務引受に係る基本契約は締結されるものの、具体的な債権（債務）発生都度、個別に債務引受に関する合意が（基本契約所定の条件に従うことを前提に）結ばれることが多い。

⁴⁹ なお、将来債務引受の合意が存する場合、債務引受の効果は（遅くとも）対象となる債務が実際に発生した時点では（改めての意思表示を要することなく、当初に合意された内容に従い当然に）生じているはずである。従って、対象となる債務が実際に発生した後に当該債務に係る債権について原債権者により譲渡がなされ、或いは、他の債権者による差押えが行われたとしても、当該譲渡又は差押えがなされた時点で既に債務引受の効果が生じているため、本文で述べた通り、かかる譲渡又は差押えは空振りに終わることになるはずである（但し、例えば内国為替決済制度においては参加金融機関の債権が差し押さえられたときには、差し押さえられた債権は清算の対象から除外するという仕組みがとられているようである（法制審議会民法（債権関係）部会第22回会議事録42頁〔岡本委員発言〕）。そうすると、残された問題は、将来債務引受の合意がなされた後、対象となる債務が実際に発生するまでの間に当該将来債務に係る債権について原債権者により譲渡がなされ、或いは、他の債権者による差押えが行われた場合の扱い如何ということになる（将来債権譲渡又は差押えが将来債務引受の合意に先行して行われていた場合も論点にはなり得るが、各種決済システム・取引の参加当事者について、そのような事態が当てはまる可能性は低いように思われ、ここでは特に採り上げない）。

⁵⁰ 最一判平成19・2・15民集61巻1号243頁。但し、本判決は、あくまで国税徴収法第24条第6項の解釈を示したものであり、将来債権譲渡の効力発生時期の議論を真正面から論じたものではなく、結論を導くに当たっては、将来債権の移転時期がいつかではなく、将来債権の発生時以前の譲渡担保権者の法的地位が検討されているに過ぎないとの評価もなされている点には留意を要する（道垣内弘人「単純な判決ではない（＜特集＞決着！将来債権譲渡担保と国税債権の優劣—最一判平成19・2・15を読んで）」NBL854号（2007）46頁、森田宏樹「将来発生すべき債権を目的とする譲渡担保契約と国税徴収法第24条第6項の適用」『平成19年度重要判例解説（ジュリ臨増1354号）』（2008）74頁等）。

権の処分行為とは性質を異にし、また、そのための公示の手段が存する訳でもない。したがって、将来債務引受において、将来債務が現に発生した時点ではなく将来債務引受の合意時点で効力が発生すると言えるかを検討する場合でも、将来債権譲渡に関する議論をそのまま援用できると解すべきではない。

それでは、この問題については、どのような切り口で検討すべきか。将来債権譲渡等は、当該債権の内容・属性そのものを変更するものではなく、むしろそれを所与のものとして行われる処分である。換言すれば、債権の内容・属性に関する合意は、その後の将来債権譲渡等による影響を受けることなく、その効果が維持されると解される⁵¹。この点、免責的債務引受の合意は、原債務の消滅（のさせ方）に関する約定の一種であると考えることができれば、当初における将来（免責的）債務引受の合意により、原債務の内容・属性の一部を構成するに至り、爾後の将来債権譲渡等にかかわらず、その効果が生じると解する余地もあろうか。しかし、免責的債務引受の合意は、弁済方法に関する約定等とは異なり、一旦債権が発生した後にこれを消滅させるものであることから、むしろ原債権者による処分というべき性質を備えたものであり、そうすると将来債権譲渡等との競合が問題となる可能性が残るようにも思われる。

他方、各種決済システム・取引においては、仮に免責的債務引受としての効果が生じなくとも、併存的債務引受としての効果（原債務と連帯債務の関係に立つ引受債務を成立させること）さえ確保できれば所期の目的は達することができる（引受債務と反対債権の相殺及び残額債務（もしあれば）の弁済により引受債務を消滅させるのと同時に原債務をも消滅させる）と割り切ることが可能だとすると、別途の議論の余地もあり得る。即ち、引受債務は原債務とは別個の債務ではあるが、相互に連帯債務の関係に立つこと自体は各債務の内容・属性の一部を構成し、爾後の将来債権譲渡等にかかわらず、かかる各債務の内容・属性は維持される（即ち、原債務の具体的な発生に伴い引受債務も生じ、引受債務が相殺・弁済等により消滅した場合には原債務も消滅することになる）、と考えることもできるのではないか。このように解することができれば、決済の安定性も確保し易くなるように思われる⁵²。

⁵¹ 債権譲渡に伴う契約条項の移転に関わる問題については、本委員会公表資料「ローン債権の譲渡に伴う契約条項の移転」（平成16年3月23日付）及び同「金融実務における債権譲渡に関する論点—『債権法改正の基本方針』を踏まえた論点整理」（平成22年6月8日付）参照。

⁵² なお、各種決済システム・取引の参加当事者（X）の債権者が、原債務（Xに対して他の参加当事者が負う債務）に係る将来債権のみならず、これに対応するCCPの引受債務に係る将来債権についても差押えを行った場合又は（債務者対抗要件を予め備える形での）譲渡等を受けた場合に、CCPは、当該差押え又は譲渡等の後、具体的な引受債務（に対応する債権）の発生時までに生じたXに対する反対債権（Xが他の参加当事者に対して負う債務の引受によりCCPがXに対して取得するに至った債権）をもって、当該差押えや譲渡等にかかわらず相殺を行うことができるか、という問題は別途存する（但し、CCPの引受債務に係る将来債権の譲渡等については譲渡禁止特約により相殺の期待を確保できる余地がある）。より一般化して言えば、将来債権の差押え又は（債務者対抗要件を予め備える形での）譲渡等が行われた場合に、債務者が差押債権者又は譲受人に対して主張することができる抗弁の範囲についてどのように考えるか（基

(3) まとめ

将来（免責的）債務引受と将来債権譲渡（又は差押え）との関係についても、そもそものような視点に基づき検討すべきかも含めて、必ずしも明確ではないことが多い。決済の安定を確保するためにも、この問題を解明し、明確な判断基準を定立することは必要かつ有用であると解される。

4 将来債務引受の範囲に限界はないか

将来債権譲渡については過大な債権譲渡を行った譲渡人及びその債権者の保護⁵³が問題になり得る。これに対して、将来債務引受において問題になるとすれば、むしろ過大な債務引受を行った引受人の保護であろうかと思われる。

そうだとすると、問題の性質としては、むしろ過大な保証債務を負った保証人の保護の論点に近似する部分が大きく、将来債権譲渡の範囲に係る限界論とは議論の性質が大きく異なるものと解される。

今次の民法（債権法）改正の議論においても、実質的に保証と同等のものと評価される併存的債務引受については保証の規律を及ぼすことが提案されているため⁵⁴、かかる提案を前提とすれば、少なくとも保証としての実質を有する併存的債務引受人が、包括的に将来債務を引き受けた場合には、保証に関する規定の適用を受ける形で保護が図られることになるものと考えられる。

それでは、各種決済システム・取引のように保証の実質を有しない併存的債務引受の場合にどのような限界がありうるか。個々の債務引受契約の内容によっては公序良俗等の一般条項に違反する場合もあるかもしれないが、実務において行われている各種決済システム・取引との関係で言えば、引受人たる金融機関や CCP が過大な債務を負って保護を必要とするような局面は實際上想定されないし、また、参加者間での権利関係は基本的に全て

準時として（既発生の債権の場合と同様に）当該差押え又は債務者対抗要件具備時で見るとか、或いは、債権が具体的に発生した時点で見るとか、相殺の抗弁の場合にはどのように考えるのか、という問題でもある。この点については、中間的な論点整理においても特に触れられていない（現行法下での裁判例として、東京地判平成 91212 判時 1664 号 42 頁。その他、松本光一郎「将来債権譲渡契約における債権譲渡の効力発生時期と民法 468 条 2 項の『通知を受けるまでに』の意味」金法 1832 号（2008）30 頁、稲葉譲「将来債権譲渡と債務者の抗弁切断」金法 1805 号（2007）21 頁以下、（債務者不特定の将来債権譲渡と債務者による相殺に関するものではあるが）植垣勝裕他「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律の概要（下）」金法 1731 号（2005）50 頁等も参照）。なお、これとは別個の論点になるが、将来債権の譲渡後に、当該債権の発生原因となる契約が締結され譲渡禁止特約が付された場合に、将来債権の譲受人に対して譲渡禁止特約を対抗することの可否については、中間的な論点整理においても一定の言及がなされている（同「第 13 債権譲渡/1 譲渡禁止特約/(1)譲渡禁止特約の効力③」参照）。

⁵³ 前掲注 47）・最三判平成 11・1・29 参照。

⁵⁴ 中間的な論点整理 55 頁、法制審議会民法（債権関係）部会資料 9-2「民法（債権関係）の改正に関する検討事項（4）詳細版」60 頁、法制審議会民法（債権関係）部会第 13 回会議議事録 24-28 頁、民法（債権法）改正検討委員会編・前掲注 5）319-323 頁（基本方針【3.1.4.11】）参照。

参加契約（業務方法書等）に明確に取り決められており、各参加者はその内容を前提に決済システム・取引に参加するのであるから、定型的に公序良俗を理由として将来債務引受の範囲に一定の制限が及ぶと考える必要はないのではないかとと思われる。

Ⅲ 無因の債務負担行為に関する議論 — 集中決済システム及びパラレル・デットとの関係での若干の検討

一般に、無因債務とは、その発生原因から切り離された抽象的債務であって、それが売買、贈与、消費貸借といった実定法上の典型契約のいずれに基因するかを問わない、単純な債務負担行為に基づき発生する債務をいうものとされる⁵⁵。かかる無因債務の有効性については、古くから議論があり、特に契約自由の原則の下に当事者の合意により何らの制約を受けずに無因債務を発生させることができるのか、あるいは、何らかの要件が必要とされるのか、といった基本的問題が今日に至るまで明らかにされていない。

今次の民法（債権法）改正を巡る議論の中でも、集中決済システムにおいてCCPが債務引受を行う一方で原債務者に対して新たに取得する債権が無因債務なのではないかという指摘がなされることがある⁵⁶。また、日本ではまだ例の少ないパラレル・デット（parallel debt）と呼ばれる担保付シンジケート・ローンの仕組みにおいては、借入人が個々の貸付人に対して負担する借入債務と条件を同じくし、かつ、その消長を共にする金銭債務を一定の支払約束に基づきセキュリティ・エージェントに対しても負担することが企図されるが（【別図C】参照）、かかる債務が無因債務なのではないかという点が法的なフィージビリティに関わる論点の一つとして指摘されている⁵⁷。

冒頭「問題の所在」においても述べたとおり、無因債務の可否・要件は、その性質上非常に原理的な議論を避けて通れない反面、これまで学説・判例上、必ずしも十分な議論がなされてきたとは言い難いように思われる。本稿では、集中決済システム及びパラレル・デットという二つの金融取引にスポットを当てた上で、無因債務の可否・要件について、今後の更なる議論を喚起するという観点から、ごく簡単な形ではあるが問題提起を行うこととしたい。

1 有因債務の原則・「原因」とは

我が国民法上、有因行為の原則あるいは「原因」の概念について直接正面から言及した規定や債務支払約束等の無因契約を典型契約の一類型として定める規定は存在しないものの⁵⁸、個々の典型契約の成立要件（要件事実）に織り込まれた形で「原因」の概念ないし有

⁵⁵ 但し、論者によって無因債務の捉え方自体が様々に異なり得ることには留意が必要である。詳細については、吉川義春「無因債務契約をめぐる若干の研究（一）—裁判実務からみた訴訟法上及び実体法上の諸問題」判タ 345号（1977）12頁参照。

⁵⁶ 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注5）91頁、120頁。

⁵⁷ 村上智裕「担保付きシンジケートローンにおけるパラレル・デット条項の意義」NBL902号（2009）34頁、洞鷄敏夫ほか「パラレルデット方式による新しい担保付シンジケートローンの試み（上）—パラレルデット方式の諸外国における活用状況と日本法上の位置付け」NBL952号（2011）16頁。

⁵⁸ 吉川義春「無因債務契約をめぐる若干の研究（二）—裁判実務からみた訴訟法上及び実体法上の諸問題」判タ 346号（1977）27頁は、「法律上の原因」に言及する民法第703条（不当利得）の規定を有因行為の原則を推測させる手掛かりとして挙げる。

因行為の原則が(暗黙の)前提とされているという理解には、ほぼ異論がないようである⁵⁹。

しかし、論者によって、ここにいう「原因」の意義・内容を如何に解するかは微妙にニュアンスが異なるように見受けられる。一例として、吉川・前掲注 55) 16-17 頁の整理を紹介すると、「原因」の意義については、法律行為をなすに至った法的に重要な動機、財産の出捐を目的とする行為に必ず存在する心理的原因(出捐の法律上の目的)、ある法律行為の前提となっている法律関係、法規が法律上の効果を発生・変更・消滅させるために要求している一定の事実(法律要件)等、様々な捉え方が示されているようである。

2 比較法的視点⁶⁰

(1) ドイツ法

ドイツ民法典上、債務約束及び債務承認という二個の無因契約を典型契約とする明文規定が置かれている。

(2) フランス法

フランス民法典は、明示的に有因債務の原則を採用し、適法な原因(cause)が契約の一般的有効要件とされている。

(3) 英米法

一般的に法的に強制可能な拘束力ある契約の成立には「約因」(consideration)が必要とされているが、捺印証書による契約の場合には約因は不要とされる。

3 無因債務の要件

無因債務について明文の規定を欠く日本法下においては、いかなる要件により無因債務を認めることができるかは専ら解釈論に委ねられている。この点について、我が国学説上は、必ずしも本格的な議論が積み重ねられてこなかったように見受けられるところ、本稿では、無因債務の要件について触れた学説を概観した結果として、以下のような整理を行うにとどめたい。

まず、論者の中には、無因債務を認めるには原則として法律の根拠が必要であることを示唆する見解が存在する⁶¹。しかし、これらの見解が手形行為といった法律の根拠があるも

⁵⁹ 吉川・前掲注 55) 24 頁、27-28 頁、柴崎暁「抽象的債務負担行為小論」山形大学法政論叢 12 号(1998) 33-34 頁、柴崎暁「請求払補償の原因、自律性および濫用」山形大学法政論叢 14 号(1999) 77-79 頁(1999)、柴崎暁『手形法理と抽象債務』(大学図書、2002) 82-83 頁。

⁶⁰ 以下の比較法的視点の紹介は、主に吉川・前掲注 55) 25-27 頁による。

⁶¹ 我妻栄『民法講義第 1 民法総則〔新訂版〕』(岩波書店、1965) 247 頁、柚木馨『判例民法総論 下巻』(有斐閣、1952) 13-15 頁、松坂佐一『民法提要 総則〔第 3 版・増補〕』(有斐閣、1981) 192 頁、幾代通『民法総則〔第 2 版〕』(青林書院新社、1984) 190 頁、五十嵐清ほか『民法講義 1 総則〔改訂版〕』(有斐閣、

ののほかに、明文の規定なき無因債務を一定の限度で許容する余地を認めないものかどうかは必ずしも明らかではない。また、無因債務の中でも、単独行為ではなく契約に基づき発生する債務については契約自由の原則から基本的に自由に無因債務を発生させることを認めるものなのか⁶²、有償契約・双務契約と無償契約・片務契約とでは法律の根拠の要否が異なってくるのか、といった点についても明らかではないように見受けられる。いずれにせよ、およそ実定法上の典型契約のいずれかに落とし込めない以上は債権・債務を有効に発生させることができないという見解は、非典型契約による有効な債務の発生を全面的に否定することになりかねず、現状の裁判実務とも整合しない点で、結論的に採り難いものであるように思われる^{63,64}。

それでは、法律の根拠が必ず必要なわけではないという前提をとった場合に、いかなる要件の下に無因債務の発生を認めることができるのか。この点については、契約に基づく債務に関する限り契約自由の原則から基本的に自由に無因債務を発生させることができるという見解⁶⁵、(フランス法の議論を参考に)契約に基づく場合も「原因」の存在自体は必要であると解した上で伝統的な双務契約・恵与契約・要物契約の3類型に基づく分類のほかに広く社会的機能を取り込んで柔軟に「原因」の存在を認めようとする見解⁶⁶、当事者間において特に抽象的債務の発生を求める意思(「無因意思」)の合致があった場合には無因契約の成立を認める見解⁶⁷等が見られるところである。

4 集中決済システム及びパラレル・デットについて

上記のような議論状況を踏まえると、無因債務の可否・要件について、理論的・一般的な整理を行うことは必ずしも容易なことではなく、本稿で、議論の概観を超えた更なる整

1981) 164 頁、末弘厳太郎『債権各論 [第4版]』(有斐閣、1919) 43-44 頁、於保不二雄『民法総則講義』(有信堂、1951) 167 頁、鳩山秀夫『日本民法総論 [増訂改版]』(岩波書店、1930) 300 頁等。

⁶² 我妻・前掲注 61) 247 頁は、無因行為につき「法律は、これらの行為を原因から切り離して、原因がなくとも(法律上無効でも)、その行為だけを有効とすることができる」とする一方で、我妻栄『民法講義第5第1債権各論 上巻』(岩波書店、1954) 53-54 頁は、無因契約につき「わが民法は、かような契約を認めていないけれども、契約自由の原則からいって、有効に成立することは疑いないものであろう」としている。末弘・前掲注 61) 43-44 頁、鳩山・前掲注 61) 300 頁も同旨。

⁶³ 吉川・前掲注 55) 28 頁は、「無因債務を全く認めないか、形式を具備した特定の債務についてのみ限定してこれを認める狭義説は、高度に発達した現在の商取引上の要求、取引の安全などに十分対応できないし、契約自由の原則、私的自治の原則にも悖ることになって妥当でないと考える」とする。

⁶⁴ 中間的な論点整理 128 頁では、「合意による無因の債務負担行為も有効であるとして、これを明文化すること [の] 当否について、贈与の適用範囲との関係に留意しつつ、検討してはどうか」(括弧内筆者)という提案がなされるに至っている。

⁶⁵ 我妻・前掲注 62) 53-54 頁、末弘・前掲注 61) 43-44 頁、鳩山・前掲注 61) 300 頁、勝本正晃『債権総論(上巻)(訂3版)』(巖松堂書店、1934) 72 頁、石坂音四郎『民法研究 第一巻』(有斐閣、1911) 296 頁以下、鳩山秀夫『註釈民法全書第二巻法律行為乃至時効』(巖松堂書店、1911) 42-43 頁。

⁶⁶ 柴崎・前掲注 59) 法政論叢 12 号、柴崎暁「請求払補償またはスタンドバイクレジットの濫用と法律行為の社会的機能—フランス法・ベルギー法における抽象的債務負担行為論の現況」判タ 969 号(1998) 70 頁。

⁶⁷ 吉川・前掲注 55) 27-28 頁、在澤英俊「無因契約の形成」法学政治学論究 74 号(2007) 51 頁以下。

理を試みることは困難と言わざるを得ない。

ただ、無因債務の可否・要件につきどのような立場をとるにかかわらず、集中決済システム及びパラレル・デットに関する限り、以下のような諸点に照らせば、あえて CCP やセキュリティ・エージェントによる債権取得を無因の債務負担行為と評価すべき理由はないように思われる。

まず、集中決済システムについては、確かに、CCPが原債務者に対して新たに債権を取得する部分のみを独立に切り出して観察すれば、無因の債務負担行為であるかのように見えるのかもしれない。しかし、言うまでもないことであるが、CCPは、あくまで原債務者の債務を免責的に引き受けることのいわば「対価」として原債務者に対する債権を取得するのである。かかる債務引受及び債権取得は、相互に不可分の決済取引として当事者間の契約によって取り決められるものであり⁶⁸、かかる合意の一部分のみを切り取って殊更に無因債務という性質決定を行うことは、むしろ取引の実態、当事者の意図にそぐわないように思われる⁶⁹。そして、かかる債務引受と債権取得を一体として行う行為には、集中決済というそれ自体として経済合理性のある目的を認めることができるのである⁷⁰。以上によれば、集中決済システムにおけるCCPの債権取得を無因の債務負担行為と評価すべきではないと考えられる。

一方、パラレル・デットについてはどうか。集中決済システムの場合には当事者間の債権・債務がCCPを介在させた形に置き換えられた後に実際にも（CCPと各当事者の間における相殺的処理を通じた）決済の対象となるのに対して、パラレル・デットの場合には借入人がセキュリティ・エージェントに対して負担するパラレル・デットは、各貸付人の個別の貸付債権が置き換えられたものではなく、それと並存するものとして、セキュリティ・エージェントによる担保権の管理・実行のために新たに作り出されるという特色がある。また、セキュリティ・エージェントが当該債権について収受した金員（担保実行の結果得られた回収金を含む）は全て最終的には各貸付人に分配されることが企図されており、セキュリティ・エージェントが当該債権について固有の経済的利害を有することは基本的に想定されないという点で、独立した債権としての実質を有しないとも言え、その意味では

⁶⁸ 例えば、全国銀行資金決済ネットワーク（全国銀行内国為替制度）の業務方法書第 49 条や日本証券クリアリング機構の業務方法書第 46 条等参照。

⁶⁹ さらに言えば、免責的債務引受の対価として債権を取得する場合にこれを無因の債務負担行為と言うのであれば、集中決済の文脈に限らず、実務上、免責的債務引受を何らかの債権の取得を対価として行うこと自体が有効になしえなくなるおそれさえあり、それでは免責的債務引受の活用場面が著しく限定的なものになってしまつて妥当でないように思われる。引受人が、原債務者・引受人間の委託の趣旨その他合意内容に従い、原債務者に対して何らかの求償権を取得することは従来から認められてきたところであり（我妻・前掲注 8）572 頁、西村・前掲注 8）462 頁〔椿〕）、免責的債務引受を併存的債務引受と債務免除の組合せとして再構成することを提案する基本方針（【3.1.4.12】）も「原債務者と引受人の合意により引受人に対して費用・報酬の支払が約されることを妨げるものではない」としている（民法（債権法）改正検討委員会・前掲注 5）325 頁）。そうだとすると、免責的債務引受の対価・報酬として引き受けられた債務と同一内容の債権を引受人が原債務者に対して取得することを当事者間の合意により取り決めた場合に、そこで引受人が取得する債権を殊更に無因債務であると評価すべき理由もないように思われる。

⁷⁰ 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注 5）120 頁、法制審議会民法（債権関係）部会第 22 回会議事録 42 頁〔岡本委員発言〕参照。

集中決済システムにおいてCCPが債権を取得する構成よりも、より「技巧的」であり、実体に乏しいという指摘もありえよう。しかし、パラレル・デットについても、あくまで既存の貸付債権の存在を前提として、担保管理をセキュリティ・エージェントに一本化する目的から新たな債務を創出するのであって、かかるスキームを全体として見れば、セキュリティ・エージェントが新たに債権を取得することには十分な経済合理性が認められる⁷¹。また、パラレル・デットは、各貸付人の有する貸付債権と連帯債権の関係に立つ債権を創出する合意と見ることもできる⁷²。勿論、安易な比較は避けるべきではあるが、債権の同一性を維持したまま連帯債務関係を作り出す併存的債務引受の合意が解釈によって認められるのであれば、債権の同一性を維持したまま連帯債権関係を作り出す合意の効力が認められない理由も特になく思われる⁷³。

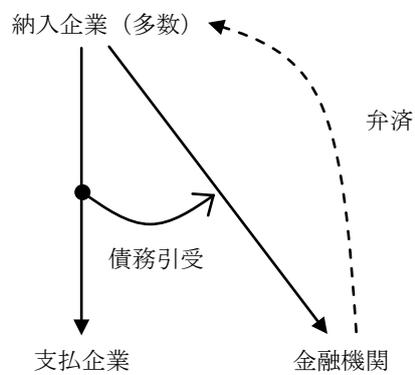
以上

⁷¹ 洞鷄ほか・前掲注 57) 25 頁は、「パラレルデットは、少なくとも個別貸付債権という具体的な債務を基礎にして、これと同内容の債務として契約された具体的な債務であるから、純粋な無因債務とは異なるのであって、仮に無因債務を認めない立場に立ったとしても、やはり、パラレルデットの有効性を認めることは可能であると思われる。」とする。

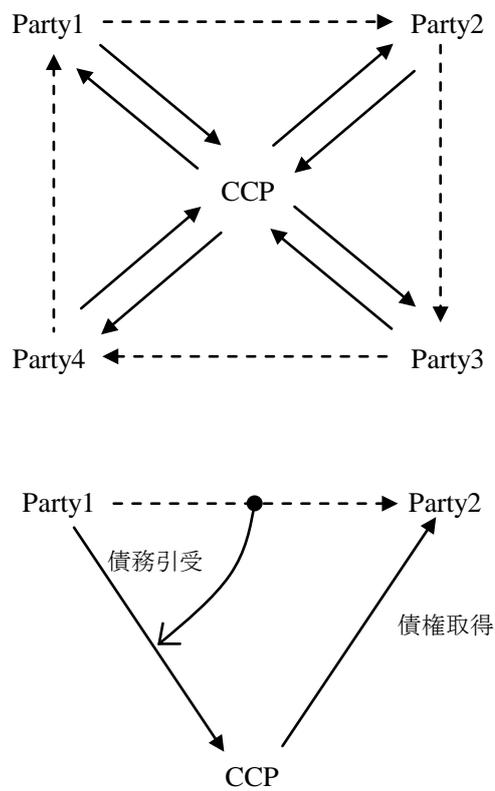
⁷² 一方の債権が弁済等により消滅した場合には他方の債権も同時に消滅することが企図されていること、弁済等債権の満足を生ずるもののほかにも貸付人による相殺、債務免除、更改、混同、時効消滅等各貸付人の個別貸付債権に生じた事由は広くセキュリティ・エージェントの有する債権（パラレル・デット）にも影響を及ぼすように仕組まれること等も、かかる見方を裏付けるものと解される。また、連帯債権者の一方（セキュリティ・エージェント）の内部負担割合がゼロという点に特殊性が認められるが、このような特約を付することもおよそ許されない訳ではないように解される（現行法上、連帯債務については、内部負担割合を 1:0 とすることも当然認められると解されているようである（民法（債権法）改正検討委員会・前掲注 5) 424-425 頁、梅謙次郎『民法要義 卷之三 債権編』（有斐閣、1912）176-177 頁））。

⁷³ 類似の指摘を行うものとして村上・前掲注 57) 39 頁、洞鷄ほか・前掲注 57) 25-26 頁参照。

別図 A (一括支払システムの概要図)



別図 B (集中決済システムの概要図)



別図C (パラレル・デット)

